



APAVE サービス



機械指令 2006/42/EC



CE マーク

機械指令は機械類を運転する時に生じるリスクに対して、使用者の健康と安全等を確保することを目的としています。

1989年に制定された機械指令 89/392/EEC は、その後修正があり、現行の欧州機械指令 2006/42/EC は、2009年12月29日から適用されています。

機械指令が適用される機器を欧州市場で流通するためにはこの機械指令 2006/42/EC を満足する事が必須となります。

製造者は、EU圏へ機械設備を輸出する前に、機械指令の要求事項に適合していることを確認し、技術文書と適合宣言書を準備しなければなりません。

APAVE サービス

機械指令に対する APAVE のサービス:

APAVE は、機械指令 2006/42/EC を適用されるお客様のために、次のようなサービスを展開しております。:

- 技術図書のレビュー
- 工場での適合評価および提案
- 技術文書作成サポート
- 評価レポート作成
- その他、必要に応じた安全性評価サービスのご提供

独立した第三者検査機関として、私達 APAVE は適正な適合評価を行うために厳格に規格基準を遵守してまいりました。製造者様が正しく法令を順守するために、知識と経験豊富なプロフェSSIONALが必要且つ的確な技術見解をご提供致します。

その他の指令

Apave は数多くの指令要求に対応しています。

- 機械指令 2006/42/EC
- 低電圧機器指令(2006/95/EC)
- EMC 指令:電磁両立性 (2004/108/EC)
- 個人保護具指令 (89/6866/EEC)
- 圧力機器指令 (97/23 EC)
- 簡易圧力容器指令 (2014/29/EU)
- 圧力機器指令 (2014/68/EU)



お問い合わせ

Apave Japan 株式会社
〒651-0083
神戸市中央区浜辺通 5-1-14
神戸商工貿易センタービル 14F
☎ : 078-222-1376
☎ : 078-200-4023
Email : apavejapan@apave.co.jp
www.apave.co.jp